





郵送でお手続きができる書類の一覧表

必要な申請	お子さんの年齢				備考	担当課	制度などについて詳しくは市のホームページをご覧ください	1枚で申請できる人数	
	生後4カ月未満	生後4カ月以上未就学児まで	小学生	中学生					
赤ちゃん手帳交付申請書（表面）	◎	—	—	—	・健診の受診期限が過ぎてしまった場合は、延長が可能な場合がありますので、母子健康課にお問い合わせください。	子ども未来部 母子健康課 神明町3-29 盛岡市保健所 2 F ☎019-603-8304		2人まで	
赤ちゃん手帳交付申請書（裏面）	—	◎	—	—				4人まで	
予防接種券交付申請書	◎	◎	※	—	※7歳6カ月未満で、日本脳炎第1期、四種混合第1期の接種が終わっていない場合、申請いただくと接種券を交付します。	保健所 保健予防課 神明町3-29 盛岡市保健所 6 F ☎019-603-8307	「子どもを対象とした予防接種」のページ 	4人まで	
児童手当・特例給付認定請求書	◎	◎	◎	◎	・請求者（主として生計を維持している方）の保険証の写しを必ず添付してください。 ・公務員の方は、職場でのお手続きとなります。	子ども未来部 子ども青少年課 神明町3-29 盛岡市保健所 4 F ☎019-613-8354		「児童手当」のページ	5人まで
乳幼児・小学生・中学生医療費受給者証交付申請書	◎	◎	◎	◎		市民部 医療助成年金課 内丸12-2 盛岡市役所本館 2 F ☎019-626-7528	「子育てのための手当・助成」から各医療費助成のページへどうぞ 	4人まで	

例えば……お父さんが、3カ月の赤ちゃんとお兄ちゃん、小学生のお姉ちゃんの場合、

- ◆ 赤ちゃん手帳交付申請書は、表面に赤ちゃん、裏面に赤ちゃんを記入
- ◆ 予防接種券交付申請書は、赤ちゃんとお兄ちゃんを記入、お姉ちゃんは、※に該当していて、希望する場合は記入
- ◆ 児童手当と医療費受給者証交付申請書は、3人とも記入

となるので、全種類が提出になります。

赤ちゃん



お兄ちゃん



お姉ちゃん

